

# 産業能率大学通教校友会茨城支部会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、産業能率大学通教校友会茨城支部と称する。

### 第2条（目的）

本会は、会員の親睦と情報の交換及び相互研鑽を増進し、併せて産業能率大学通教校友会の支部として産業能率大学通教校友会及び学校法人産業能率大学の発展に寄与することを目的とし、令和4年10月1日に設立する。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)親睦会・交流会等の開催
- (2)情報交換会の開催
- (3)講演会・研修会・学習会等の開催
- (4)学生会活動への協力支援及び交流事業
- (5)その他、本会の目的達成に資する事業

### 第4条（所在地）

本会の所在地は、事務局長宅におく。

## 第2章 会員

### 第5条（会員）

本会の会員は、産業能率大学通信教育卒業生とし、産業能率大学通教校友会の会員資格を満たし、且つ、本会への入会を希望し、入会金を支払った者とする。

### 第6条（入会手続き）

- 1.入会手続きは、必要事項を本会事務局へ確実に届け出、所定の方法で入会金の納入をもって行う。
- 2.入会手続き時に届け出た内容に変更があった場合には、速やかに本会事務局に届け出るものとする。

### 第7条（退会）

本会からの退会は、本会事務局へ連絡する事で退会する事ができる。

### 第8条（除名）

1. 産業能率大学通教校友会の会員資格を喪失した場合は同時に本会も除名となる。
2. 会員が以下に当てはまる場合は、役員会の議決をもって除名することができる。

- (1) 法令に反し、公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 人権侵害や誹謗中傷、各種ハラスメントに該当する行為を行った場合
- (3) 本会活動に著しく支障をきたす場合
- (4) 長期に渡って音信不通で応答が得られない場合

### 第3章 役員

#### 第9条（役員）

本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 支部長1名
- (2) 副支部長若干名
- (3) 事務局長1名
- (4) 事務局次長若干名
- (5) 会計1名以上
- (6) 幹事若干名
- (7) 会計監査1名以上

但し、支部長、会計監査は他と兼任することができない。なお、事務局次長は空席とすることもできる。

#### 第10条（役員を選出）

役員は、役員会により会員の中から選出し、総会において承認を受けるものとする。但し期の途中で欠員が生じた場合は、役員会で互選し、任期は前任者の残期間とする。

#### 第11条（役員の仕事）

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を統括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- (5) 会計は、本会の会計を担当する。
- (6) 幹事は、本会の運営を図るための会務を分担する。
- (7) 会計監査は、会計及び財産の状況を監査し総会に報告する。

#### 第12条（役員の任期）

役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものを扱う定期総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

## 第4章 総会

### 第13条（総会の種類）

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

### 第14条（総会の開催）

定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は役員会で必要と認めた場合に開催する。

### 第15条（総会の招集）

1. 総会は、支部長が招集し、支部長がその議長となる。
2. 支部長に事故もしくは支障あるときは、副支部長又はあらかじめ役員会において定めた他の役員が招集し議長となる。
3. 総会の招集は、開催の2週間前までに各会員への通知およびホームページ上に公開して行う。

### 第16条（総会の付議事項）

定期総会に於いては、次の事項を提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算及び監査報告
- (3) 収支予算
- (4) 事業計画
- (5) 役員を選出
- (6) 会則に関する事
- (7) その他本部・支部活動に関わる重要事項

### 第17条（総会の決議）

総会の決議は、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第5章 役員会

### 第18条（役員会の構成）

役員会は、支部長・副支部長・事務局長・事務局次長・会計・幹事・会計監査をもって構成する。

### 第19条（役員会の招集）

1. 役員会は、支部長が必要と認めたとき招集し、支部長はその議長となる。
2. 支部長に事故もしくは支障あるときは、副支部長又は他の役員が役員会を招集しその議長となる。
3. 役員会の招集は、開催の2週間前までに各役員への通知にて行う。

### 第20条（役員会の決議）

役員会は、出席役員の過半数により議決する。可否同数のときは議長が決する。

#### 第 21 条（役員会の審議・決定事項）

役員会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 総会付議事項
- (2) 支部の運営に関する重要事項

#### 第 22 条（役員会の交通費）

役員会への出席に要した交通費のうち、500 円を上限に出席役員へ支給することができる。

#### 第 23 条（産業能率大学通教校友会代議員の推薦）

産業能率大学通教校友会代議員会へ 2 名を役員の中から代議員として推薦する。

### 第 6 章 会計

#### 第 24 条（経費）

本会の経費は、入会金・助成金・寄付金及び雑収入をもってあてる。

- (1) 入会金は 1000 円とし、年会費の徴収は行わない。
- (2) 納入済みの年会費については返金しないものとする。

#### 第 25 条（事業活動で発生する費用の負担）

第 3 条に関わる事業において参加者個人が負担する費用が発生する場合は、各参加者は所定の方法にて納入するものとする。

#### 第 26 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日から始まり、翌年 5 月 31 日に終了するものとする。

### 第 7 章 雑則

#### 第 27 条（産業能率大学通教校友会事務局への連絡）

本会の総会、及び校友会への必要連絡事項は、その内容および日程等が決定次第、産業能率大学通教校友会事務局に連絡するものとする。

#### 第 28 条（本会活動に関する細則）

本会活動に関する細則は、必要に応じてこれを定める。

### 附 則

1. 本会則は、令和 4 年 10 月 1 日制定し、即日これを適用する。
2. 本会の設立初年度の会計年度は、第 26 条の規定にかかわらず、設立日から令和 5 年 5 月 31 日までとする。